

京都市告示第 29 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 31 日まで、公益財団法人京都市都市緑化協会を京都市公金収納
受託者とし、京都市梅小路公園内の遊戯用電車の使用料の徴収及び収納事務を
委託します。

令和 3 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

(南部みどり管理事務所)